

岐阜県公報

第 六 号

令和元年五月二十四日

(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県林業経営資金貸付規則の一部を改正する規則

(治山課) 二九

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 三〇

道路の区域変更

(道路維持課) 三〇

道路の供用開始

(同) 三〇

公 示

落札者等に関する公示

(広報課) 三一

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地整備課) 三一

公共測量の実施

(用地課) 三一

落札者等に関する公示

(会計課) 三一

正 誤

岐阜県立自然公園条例施行規則及び岐阜県自然公園法施行規則の一部を改正する規則中訂正

(環境企画課) 三三

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則中訂正

(人事委員会) 三三

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則中訂正

(同) 三三

規 則

岐阜県林業経営資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三号

岐阜県林業経営資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業経営資金貸付規則(昭和四十一年岐阜県規則第百十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「社団法人岐阜県森林公社(昭和四十一年十一月一日に社団法人岐阜県林業公社という名称で設立された法人をいう。)」を「公益社団法人岐阜県森林公社」に、「社団法人木曾三川水源造成公社(昭和四十四年一月二十三日に社団法人木曾三川水源造成公社という名称で設立された法人をいう。)」を「公益社団法人木曾三川水源造成公社」に改め、「及び緑化推進」及び「およびグリーンバンク事業(公共事業の実施により不要となった樹木のうち、緑化木として活用することが可能なものを収集し、当該樹木を希望する公共団体に提供する事業をいう。)」を削る。

第三条第一項中「グリーンバンク事業及び社団法人岐阜県森林公社」を「公益社団法人岐阜県森林公社」に改め、同条第二項中「グリーンバンク事業にあつては、一年以内」を削る。

第四条第一号中「又は別記第二号様式の二」を削る。

別記第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第4条関係)」に改める。

別記第二号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第4条関係)」に改め、「昭和」を削り、「森林団体会社」を「森林会社」に改める。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和元年五月二十四日

別記第二号様式の二を削る。

別記第二号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第4号様式)」に改める。
 別記第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第5号様式)」に改める。
 別記第五号様式中「第5号様式」を「第5号様式(第6号様式)」に改める。
 別記第六号様式中「第6号様式」を「第6号様式(第8号様式)」に改める。
 別記第七号様式中「第7号様式」を「第7号様式(第9号様式)」に改める。
 別記第八号様式中「第8号様式」を「第8号様式(第11号様式)」に改める。

附則
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
 郡上市高鷲町西洞字木洞三六四四の一、字喰栃三七五四の四、三七五四の六、三七五八の二
- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字木洞三六四四の一・字喰栃三七五四の四・三七五八の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年五月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 ル (メートル)	備 考
一般 国道	二百五十六号	山県市大字東深瀬字針崎 六八三番二地先から 同 市大字同 字同 六九六番三地先まで	前	一三・二 一三・八	一七五・八	
			後	一三・四 一三・五	一七五・八	

岐阜県告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年五月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定の日又は告示年月日ほか)
一般国道	三百六十一号	高山市高根町中之宿字御堂ノ平三八九番一地从先から同 市同 町同 字林一五三番一地从先まで	三〇・六	令和 元・五・二四	平成 二五・三・一五

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 県政広報テレビ・ラジオ番組の制作・放送委託業務 一 式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第14条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成31年4月1日

5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市橋本町二丁目52番地

株式会社岐阜放送

代表取締役社長 森田 照子

6 契約金額 43,860,501円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県広域課

(2) 所 在 地 岐阜市数田郡二丁目1番1号

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
阿 木 地 区	中津川市役所	令和 元・五・二四から 六・二一まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間

小 泉 地 区 恵 那 市 役 所 同 令 和 元 年 五 月 二 十 四 日 公 示 六 五 二 一 一 号 第 一 号

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量、用地幅杭設置測量）

三 作業期間

令和元年五月十日から

令和二年一月三十一日まで

四 作業地域

高山市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により揖斐川町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

揖斐川町

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業期間

令和元年五月十五日から

令和二年三月二十三日まで

四 作業地域

揖斐川町

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 製造物品の名称及び予定数量 別表のとおり
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 平成31年2月13日
 - 4 落札者を決定した日 平成31年3月27日
 - 5 落札者の住所及び氏名 別表のとおり
 - 6 落札単価 別表のとおり
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

別表

製造物品の名称	予定数量	落札単価	落札者の住所及び氏名
3 男性警察官用夏ズボン（アジャスター式）	1,710着	9,504.0	大垣市日の出町一丁目5番地 株式会社日の丸繊維 代表取締役 国枝 弘彦

5	女性警察官用夏服上衣(半袖)	140着	8,856.0	岐阜市長住町五丁目7番地 亀山株式会社 代表取締役 亀山 幸雄
6	男性警察官用合ワインシャツ	3,320着	8,208.0	大垣市鶴見町上渡瀬641番地の2 株式会社ヤナゲン外商部 部長 伊佐治 謙吾
8	男性警察官用合ネクタイ	2,060本	1,263.6	岐阜市昔部中島二丁目64番地の2 三井安全岐阜株式会社 代表取締役 柳原 健悟
9	女性警察官用合ネクタイ	240本	1,263.6	岐阜市昔部中島二丁目64番地の2 三井安全岐阜株式会社 代表取締役 柳原 健悟

正 誤

(校正誤り)

平成三十一年四月二十六日第三千四十三号 岐阜県立自然公園条例施行規則及び岐阜県自然公園法施行細則の一部を改正する規則(岐阜県規則第六十四号)二五〇頁下段前から六行目中「日本産業規格」は、「日本産業規格」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成三十一年四月一日号外四 岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則(岐阜県人事委員会規則第五号)五頁上段前から三行目中

当該機関の長(保健環境研究所及び工業技術研究所の所長を除く)、副所長、飛騨牛銘柄推進監、主任部長研究員

は、

当該を除外

機関の長(保健環境研究所及び工業技術研究所の所長を除く)、副所長、飛騨牛銘柄推進監、主任部長研究員」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成三十一年四月一日号外四 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則(岐阜県人事委員会規則第九号)八頁上段前から九行目及び十行目中「同項六段の欄中「可茂土木事務所」を「可茂土木事務所、多治見土木事務所」に改め、七段「可茂土木事務所」を「可茂土木事務所及び」を「可茂土木事務所、多治見土木事務所及び」に改め」の誤り。

令和元年五月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社